

北九州市監査公表第10号

平成31年2月20日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	福島	司

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、環境局、上下水道局の平成29年度及び平成30年度（平成30年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成30年7月11日から平成31年2月7日まで

4 監査の結果

(1) 環境局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 委託契約事務について

(環境局温暖化対策課)

平成29年度北九州市 COOL CHOICE 普及啓発事業運営等業務委託について、指名型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、特命随意契約を行っているが、契約に際して見積書を徴していなかった。受託者からプロポーザル参加申し込み時に見積書を徴しているが、これをもって契約締結のための見積書とすることはできない。また、受託者と協議し契約内容を変更しているが、変更に関して双方が記名押印した文書を作成しておらず、契約変更の手続きが行われていなかった。

市契約規則では、随意契約の方法によるうとするときは、見積書を徴するものとされている。また、地方自治法では、契約書を作成する場合は、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされている。変更契約についても同様である。

適正な事務処理をされたい。

(2) 上下水道局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 収入事務

(ア) 目的外使用料の滞納について

(上下水道局広域事業課)

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の滞納について、延滞金を徴収していなかった。また、延滞金の割合について、市の条例に応じた規程の改正が行われていなかった。

北九州市上下水道局公有財産管理規程では、納付期限の翌日からこれを納付した日までの日数につき延滞金を徴収するものとされている。

また北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例では、当分の間、延滞金の割合は各年の特例基準割合によるものとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 契約事務

(ア) 契約事務について

(上下水道局下水道整備課)

土地売買や補償に係る契約事務について、契約金額が500万円超2,000万円以下の場合は部長専決事項とされているが、課長決裁で処理しているものがあった。

また、当該契約事務については、業務手順等を定めたマニュアルを作成していなかった。

市上下水道局事務専決規程では、財務関係事務の部長又は課長に係る専決事項は、執行金額により区分して定めている。

業務マニュアルを整備して事務処理ミスの再発防止を図り、適正な事務処理をされたい。